

平成 28 年 6 月 10 日
近検協第 28-023 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 28 年度 5 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5 月度の受付台数は 10,161 台で本年度累計は 21,858 台となり、前年同月比 102.7%、前年度累計比は 99.9%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 京都市における小荷物専用昇降機の定期報告について

京都市建築基準法施行細則の一部改正にともなう附則を下記に示します。

(1) 施行日に現に存するもの

施行日から平成 31 年 5 月 31 日までの間の建築基準法（以下「法」という。）

第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日が属する月

（当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月）の応当月の末日のいずれか

(1) 平成 28 年 5 月 31 日以前からの既存の物件

平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までに初回の報告を行ってください。

報告時期は小荷物専用昇降機が建築設備として確認検査を受けた建築物の検査済証（完了検査）の交付を受けた月の末日。

検査済証の交付を受けていない、または検査済証の紛失等で交付を受けた月が確認できない場合、さらに増設（後付け）や撤去新設の場合は、京都市の建築審査課に相談のうえ報告時期の指示を受けてください。

(2) 施行日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項

（それぞれ法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたもの

平成 31 年 5 月 31 日までの間の当該検査済証の交付を受けた日が属する月の応当月の末日（当該検査済証の交付を受けた直後の応当月の末日を除く。）

(2) 平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に、小荷物専用昇降機についての検査済証（完了検査）の交付を受けたもの

平成 31 年 5 月 31 日までに初回の報告を行ってください。

報告時期は小荷物専用昇降機の検査済証（完了検査）の交付を受けた月の末日。

（ただし、当該検査済証の交付を受けた翌年は除く）

注意事項

1. 既存物件の初回報告の際は、建築物の検査済証の写しを定期検査報告書に添付してください。
2. 初回報告物件の有効期限は平成 31 年 6 月 1 日以降の検査済証の交付を受けた月となります。

2. 新定期報告制度に係る新資格者証の交付について

検査資格者の移行手続きにより申請いただいた資格者証については、国交省より順次、簡易書留にて発送されておりますが、ご不在のために受領いただけず、国交省へ返送されてしまっている資格者証が多数あるようです。

これら返送されてしまった資格者証については、国交省あてに返信用封筒をお送りいただければ再送付されます。

詳細については、「定期報告制度ポータルサイト」内の「調査・検査資格者の方へ」のページ内の【資格者証の受け取りができなかった方へ】の案内に従い手配してください。

新資格者番号が無ければ、平成 28 年 6 月 1 日以降の定期検査をおこなう事ができません。

※定期報告制度ポータルサイト URL

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_05.html

3. 検査実施日が平成 28 年 6 月 1 日以降の定期検査報告書の提出について

新資格者番号で初回の報告をされる昇降機等検査員の方は、国交省発行の「昇降機等検査員資格者証」のコピーを報告書に添付してください。

4. 東大阪市からの指導

初回報告の場合は、報告書第二面【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】欄は必ず記載ください。記載できない場合は、東大阪市の建築審査課に相談のうえ指示に従ってください。

5. 創立記念日の休業について

7 月 1 日（金）は弊協議会の創立記念日の為、業務を休業いたします。7 月 4 日（月）は通常通り業務いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上